

# サイバー大学における研究活動の 不正行為防止計画

サイバー大学 学長 川原 洋  
2015年2月20日策定

## <方針>

サイバー大学（以下「本学」という。）では、「サイバー大学における研究活動の不正行為の防止に関する取扱規程」第7条に基づき、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応することを目的として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、以下のとおり本学の研究活動における不正行為防止計画を策定する。

## <実施内容>

### 1. 組織内の責任体制の明確化

本学における研究活動の適正な運営・管理体制を構築するために学内の責任体制を次の通り整備し、防止に努める。

- (1) 最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（事業統制企画室長）の下、コンプライアンス推進責任者（学務部研究推進課長）は、研究活動上の運営・管理のみならず、コンプライアンス教育を実施する。
- (2) 研究倫理教育責任者（学務部研究推進課長）は、研究倫理に関する知識を定着・更新させるため定期的に研究倫理教育を実施する。
- (3) 研究活動を適正に運営・管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の策定・推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置き、その責任者に統括管理責任者（事業統制企画室長）をもって充てる。

### 2. 不正行為を発生させない環境の醸成

研究活動の不正行為を防止するため、「サイバー大学における研究活動行動規範」を学内外に周知することにより、本学において研究活動に関わるすべての構成員に対しコンプライアンスおよび研究倫理を自覚させる。とりわけ、競争的資金等に関わる構成員には、社会的責任として研究遂行における研究費の適正な執行に努めるため、関係諸規則を遵守させる旨の誓約書の提出を義務付ける。

### 3. ルールの明確化と周知徹底

競争的資金等の執行および事務処理手続きに関するルール等は、「サイバー大学研究費マニュアル」に一本化し、明確かつ統一的な運用を図る。また、全学的な意識向上を図るため、研修会や説明会等を積極的に開催して周知徹底を行うとともに、学内外からの相談を受け付ける窓口を、学務部研究推進課内に設置して、研究遂行のための適切な支援に資するよう努める。

### 4. 競争的資金等の予算執行管理活動

研究事務担当者は、競争的資金等の予算の執行状況をモニタリングし、実態と合ったものになっているか定期的に確認するとともに、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば計画的な執行を呼び掛ける。併せて、交付前執行、繰越、不要額の返還制度等を研究者に周知し、競争的資金等の効果的かつ効率的な執行を目指す。

#### 5. 物品等の発注・納品・検収体制

研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、本学では 10 万円未満の物品等購入においては研究者による発注を認めているが、その場合であっても、すべての物品等について研究事務担当者が検収を実施する。10 万円以上の物品等購入においては、研究者より「発注・検収依頼書」を提出させ、発注検収担当者が発注・納品検収を行う体制を整備する。また、取引先には合理的と認められる範囲で関係諸規則を遵守させる旨の誓約書（これに代わるものを含む。）の提出を求める。

#### 6. 謝金・人件費に係る勤務状況の管理

競争的資金等を利用して非常勤研究員を雇用等する場合は、研究事務担当者が採用時等に面談・選定を行い、勤務条件や契約内容等を確認する。さらに、勤務・業務遂行実態を把握できる管理体制の整備に努める。

#### 7. 旅費制度の運用管理

旅費等の管理体制については、研究出張申請書および行動予定表の事前提出、用務先・用務内容等を明確にした出張報告書の事後提出を義務付け、実態のない出張や研究目的を逸脱した不要な出張などの不正防止を徹底する。

#### 8. 内部監査体制

競争的資金等の適正な執行を確保するため、内部監査人を置く。内部監査人は、防止計画推進部署と連携のうえ、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施する。

#### 9. その他

上記の他、防止計画推進部署は、不正防止計画の実施状況について定期的にモニタリングを行い、継続的に見直しを行うことにより、全学的に常に最も適正と言える研究活動の管理体制を保つこととする。

以上